大判プリンターの使用について

平成２５年１１月２７日制定

（趣旨）

1. EML事務室に設置しているCanon 製印刷機は、ポスター印刷ができる大判プリンターである。この度、大判プリンターの有効活用を図るため、学堂・学舎に所属する教職員および学生等（以下「学堂・学舎関係者」という。）が使用できることとし、その使用にあたっては以下の通り定めるものとする。

（使用の要件）

２．　次のいずれかに該当する場合は、大判プリンターを使用することができる。

(1) 学堂・学舎の主催事業

(2) 学堂・学舎の共催事業

(3) 学堂・学舎の協賛事業

(4) 学堂・学舎の後援事業

(5) 教育・研究活動に関わるもの

(6) その他学堂・学舎に関わるもの

なお、上記(1)～(4)の場合は印刷物に必ずその旨の明記がなされていること。

（有償・無償の別）

1. 学堂・学舎に直接関係する事業等については無償とし、それ以外は有償とする。

なお、有償の場合の経費負担については A0サイズまでは1枚1,000円とし、翌年度の精算払いとする。ただし、翌年度精算できない流動分野にあっては、当該年度内に精算を行うものとする。

（使用申請）

1. 大判プリンターにて印刷を行おうとする学堂・学舎関係者は、別紙大判プリンター使用申請書により、事前に使用許可を受けるものとする。

　　　ただし、学生および常勤教職員以外の者が使用する場合は、それぞれの指導教員・雇用教員等の承認を得ること。